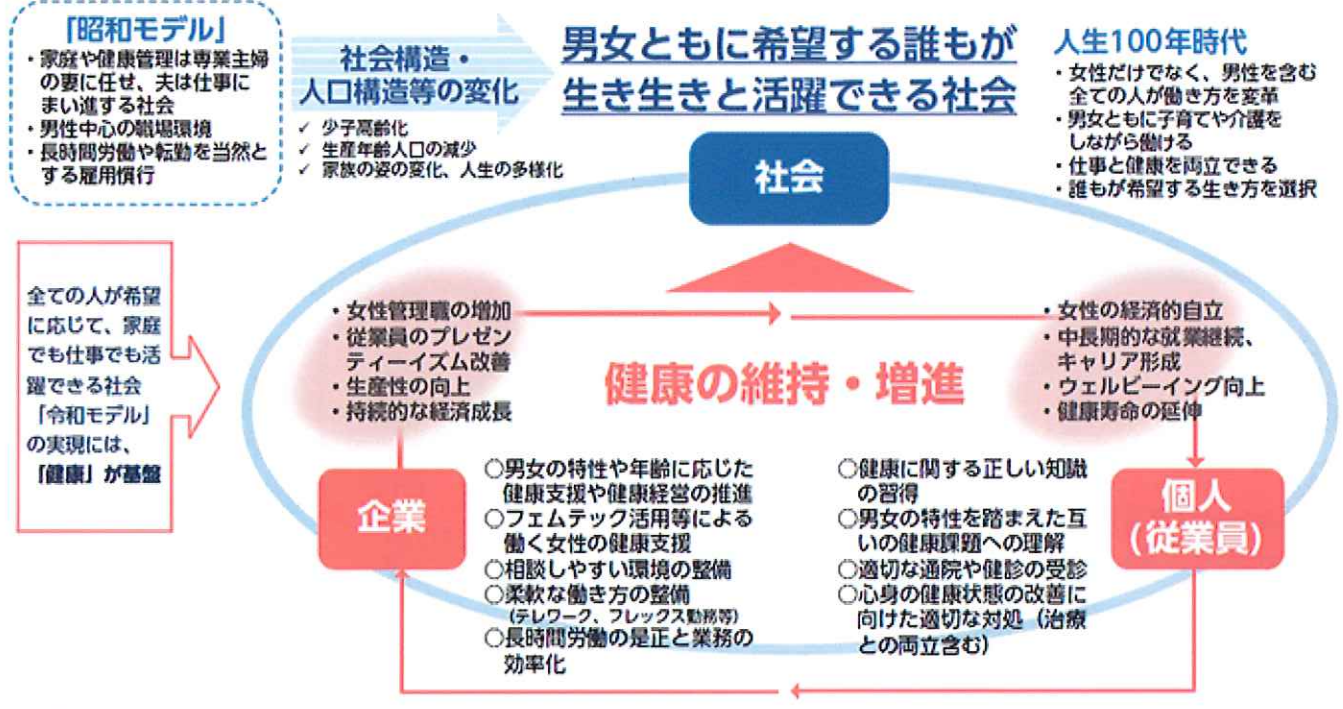




令和6年版男女共同参画白書の特集
両立支援は新たなステージへ

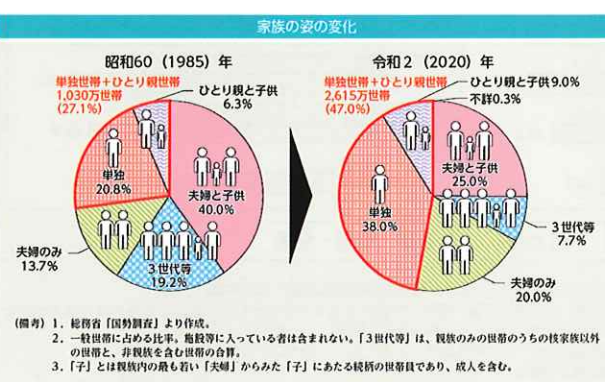
「仕事と健康の両立」

- ・人生100年時代において、男女ともに自らが健康であり、自らの能力を発揮できる環境が重要。
- ・少子高齢化の進展の中で、労働力の確保・労働生産性の向上のためにも健康支援は必要不可欠。
- ・これらが、持続可能な形で自らの理想とする生き方と仕事の両立を可能にする要素になり得る。



令和6年版「男女共同参画白書」より

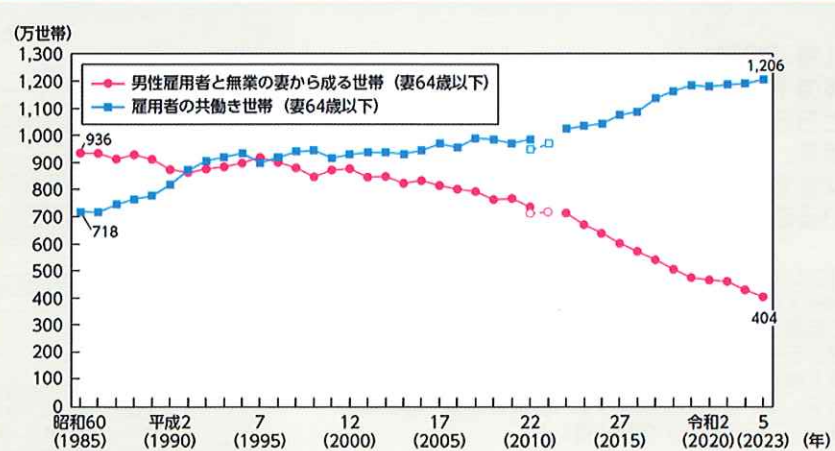
世帯の形の変化、女性の就労



家族(世帯)の形が変わり、単身者が増え、少子高齢化が進行しています。一方で、結婚や子育て中でも仕事を続ける女性が増え、共働き世帯は、妻が無業の世帯の3倍になりました。

家庭と仕事の両立、その両立を継続するためには…?

共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移 (妻が64歳以下の世帯)



(備考) 1. 昭和60 (1985) 年から平成13 (2001) 年までは総務省「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14 (2002) 年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯(妻64歳以下)」とは、平成29 (2017) 年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)かつ妻が64歳以下世帯。平成30 (2018) 年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯(妻64歳以下)」とは、夫婦ともに非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)かつ妻が64歳以下の世帯。
4. 平成22 (2010) 年及び23 (2011) 年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
5. 平成23 (2011) 年、25 (2013) 年から28 (2016) 年、30 (2018) 年から令和3 (2021) 年は、労働力調査の時系列接続用数値を用いている。

仕事の問題、例えば年収

(特-2回)

ほとんどの年代で女性の8割が働いていますが、結婚や出産する年代では、正規雇用が減少、非正規雇用が増加。

男女間賃金格差(賃金構造基本統計調査/厚生労働省,2021)



女性の年収が少ないことで生じる課題

- ・ 単身では生活が困難
- ・ 離別や死別で生活困窮に陥る
- ・ 将来の年金額に影響 など

男女の賃金格差をなくしていくことが必要です。

家庭の問題、例えば育児

(特-5図)

少子化で育児をしている人は減少しましたが、未就学児の育児をしている「有業者」の割合は年々増加し、2022年には85.2%になりました。

(特-6圖)

育児をする女性無業者数が減少し、育児をしている人のうち46%が男性です。

仕事と家庭の両立は、女性だけの問題ではなく「みんな」の問題です。

両立のためにも「健康」を

(特-39圖)

体の不調時に、仕事と家事・育児・介護、どちらに損失が生じているか、を表しています。

女性も男性も「家庭」で不調分を調整していることがわかります。

【プレゼンティーズム】

WHO（世界保健機関）によって提唱された健康問題に起因したパフォーマンスの損失を表す指標で、プレゼンティーズムとは、欠勤には至っておらず勤怠管理上は表に出てこないが、健康問題が理由で生産性が低下している状態を意味する（経済産業省「健康経営オフィスレポート」から引用。）。

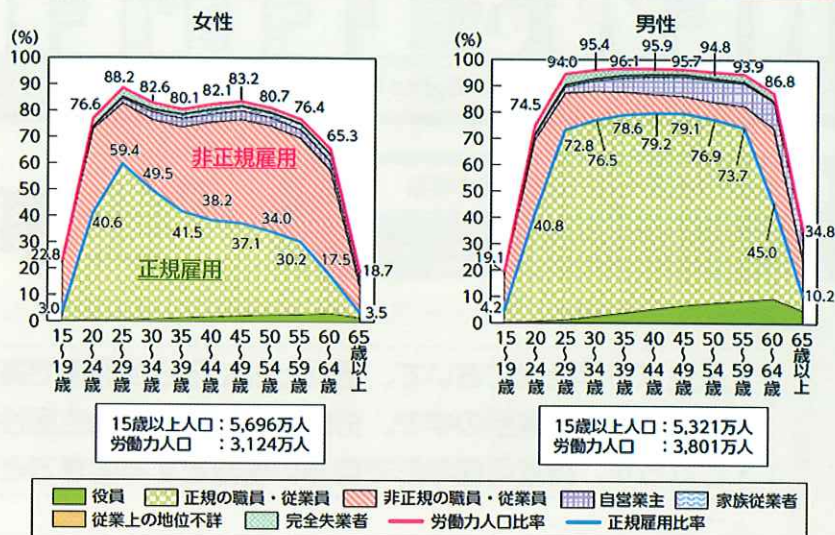
令和6年版「男女共同参画白書」より

女性は、毎月の月経に伴う不調及び更年期症状など、男性に比べて体調が悪い日の頻度が高いと推測される。



くわしくは「内閣府男女共同参画白書」ページで

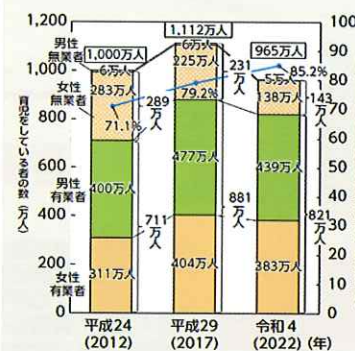
特-2図 就業状況別人口割合（男女、年齢階級別・令和5（2023）年）



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

2. 労働力人口比率は、当該年齢階級人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

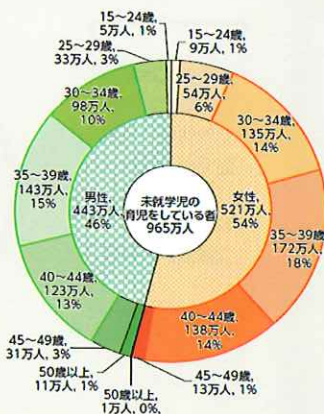
令和6年版「男女共同参画白書」より

特-5図 未就学児の育児をしている者の推移
(男女、就業状況別)

(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。

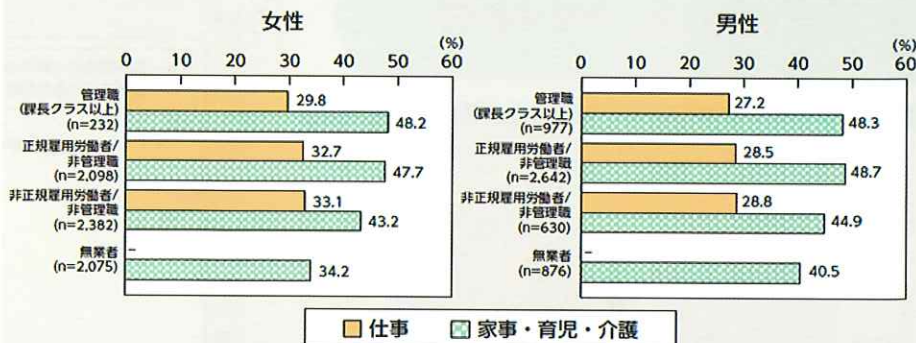
- 2.「育児をしている」とは、小学校入学前の未就学児を対象とした育児（乳幼児の世話や見守りなど）をいい、孫、おい・めい、弟妹の世話などは含まない。

特-6図 未就学児の育児をしている者の数及び割合(男女・年齢階級別・令和4(2022)年)



令和6年版「男女共同参画白書」より

特-39図 最も気になる症状があったときの「仕事」と「家事・育児・介護」の
プレゼンティーイズム損失割合（男女、就業状況・役職別）



(備考) 1. 「令和5年度 男女の健康意識に関する調査」(令和5年度内閣府委託調査)より作成。

2. 「通常時（気になる症状がない時）の仕事や家事・育児・介護の出来を100%として、ここ1か月の間で最も気になる症状があった時の、自身の仕事や家事・育児・介護の出来を評価してください。」と質問。
例えば、不調があるために通常時と比べて出来が20%下がるといった場合は、「80%」と回答する。
なお、仕事については有業者のみに質問。
プレゼンテーション損失割合＝100%－2.の質問から算出した数値の平均値。
3. 管理職（課長クラス以上）は、会社などの役員及び雇用されている者のうち、課長クラス以上の者。

豊中市健康相談(健康推進課)

月~金 9:00-17:00

06-6858-2292

女性のヘルスケア相談(要予約)

第1土曜日 10:00-12:00

まずはご予約を

女性のかけこみ労働相談(要予約)

第2土曜日 10:00-15:00